平成２６年（フ）第１６４号
香川県高松市瀬戸内町25番９号
債務者　松本　弥生
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０７号
北海道苫小牧市木場町３丁目６番５号　レジデンスＮＯ２―103
債務者　齋藤美枝子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第４６１号
仙台市宮城野区東仙台７丁目12番26号
債務者　工藤　由香
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
福島市大森字坤69番地　アンビックス９―102号室
債務者　阿部　秀一
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１７７号
茨城県石岡市旭台２丁目10番19号旭住宅Ｃ棟
債務者　鈴木　和久
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０７号
新潟市西区五十嵐１の町7228番地
債務者　山口　大輔
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７０号
新潟市西区山田754番地１　間借家３号棟、前住所新潟市西区鳥原3697番地18
債務者　本図　京子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８４号
新潟市西区ときめき西２丁目３番地１
債務者　笠原由美子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
三重県鈴鹿市桜島町７丁目14番地の11
債務者　三林真由美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５０号
三重県津市芸濃町雲林院960番地48
債務者　片岡　政充
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９０号
愛媛県新居浜市横水町６番４号、前住所愛媛県新居浜市田の上１丁目４番29号
債務者　大西健太郎
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１４号
山形県最上郡舟形町舟形1618番地37、前住所山形県寒河江市大字日田字五反72番地　ひがし団地３号棟206号室
債務者　渡辺真由美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１２４号
長野市丹波島２丁目201番地５　ハイツウノメⅡ305
債務者　久保田茉衣
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
長野市三輪５丁目７番0903号　県営柳町団地
債務者　和田るり子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
長野県上水内郡飯綱町大字黒川1908番地
債務者　帯刀　智春
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
長野県松本市大字新村1833番地４
債務者　忠地　宏務（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１８０号
徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字北32番地６
債務者　平岡　竹美
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部